



平成 29 年 3 月 14 日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長 子安 成人

主任監察監督官 渡邊 佳子

電話番号 048-600-6204

平成 28 年度過重労働解消キャンペーンの監督結果を公表

～ 調査対象の 3 割に違法な月 80 時間超の時間外・休日労働 ～

埼玉労働局（局長 田畑一雄）は、昨年 11 月の過重労働解消キャンペーンで行った県内企業への立入調査等（以下「監督指導」）の結果を取りまとめましたので公表します。

(1) 調査対象

過労死等の労災請求が行われた企業、長時間労働や若者の「使い捨て」が疑われる埼玉県内の 170 企業（以下「事業場」）に対し、県内のすべての労働基準監督署の労働基準監督官が監督指導を実施しました。

(2) 時間外・休日労働の時間数等と違反状況

170 事業場の時間外・休日労働の時間数は、87 事業場（51.2%）が 1 か月 80 時間超となっており、そのうち 55 事業場（32.4%）が 1 か月 100 時間超となりました。

前年度と比べて、調査対象に占める 1 か月 80 時間超の事業場の割合が 2.7 ポイント、1 か月 100 時間超が 2.5 ポイントそれぞれ高くなっています。

特に、上記の 87 事業場のうち 51 事業場（30.0%）^{（※1）} は、時間外・休日労働協定（以下「36 協定」）を締結していない、又は 36 協定の上限時間を超えた違法な時間外・休日労働を行わせていました。

また、賃金不払残業があったもの 6 事業場（3.5%）^{（※2）}、過重労働の健康障害防止措置が未実施のもの 15 事業場（8.8%）^{（※2）}、労働時間の把握が不適切なもの 16 事業場（9.4%）^{（※2）} となっており、前年度に比べて、賃金不払残業は 1.4 ポイント高くなっていますが、健康障害防止措置は 1.5 ポイント、労働時間把握は 0.9 ポイントそれぞれ低くなっています。

これらの違反等について、是正勧告等による改善指導を行いました。

※1 平成 28 年度全国値：25.0%

※2 平成 28 年度全国値：賃金不払残業 6.5%、健康障害防止措置 10.4%、労働時間把握 12.7%

(3)長時間労働の理由

長時間労働の理由（複数回答）は、多い順に「個人又は所属部署の業務過多、人員不足」が 59 事業場、「取引先の都合（打合せ、納期変更、納品待機等）」「突発的な業務量の増加」がそれぞれ 23 事業場であり、慢性的な人員不足又は取引先都合等が主となっています。

(4)埼玉労働局の取組

埼玉労働局は、平成 29 年 1 月 20 日策定の労働時間適正把握ガイドライン^(※3)の周知や、違法な長時間労働を繰り返す企業名の公表、親事業者による優越的地位の濫用行為（下請たたき）に対する中小企業庁への通報制度の適切運用など、過重労働解消の取組を強化するほか、「働き方改革」を推進し、企業の労働環境の改善等を進めていきます。

※3 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成28年度過重労働解消キャンペーンの監督結果

埼玉労働局

監督実施 事業場数	違反件数 〔違反率〕	違反状況〔違反率〕		
		労働時間	賃金不払 残業	健康障害 防止
170	115 〔67.6%〕	84 〔49.4%〕	6 〔3.5%〕	15 〔8.8%〕

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人～ 299人	300人 以上
170	18 〔10.6%〕	60 〔35.3%〕	24 〔14.1%〕	27 〔15.9%〕	29 〔17.1%〕	12 〔7.1%〕

企業の規模別の重点監督実施件数							
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人～ 299人	300人 以上	無回答
170	4 〔2.4%〕	9 〔5.3%〕	10 〔5.9%〕	12 〔7.1%〕	42 〔24.7%〕	89 〔52.4%〕	4 〔2.4%〕

専用指導文書に基づく指導状況								
①～⑦いずれ かの指導を行っ た事業場数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	80時間超え100 時間以下かつ 申出者に対する 面接指導等未 実施	100時間超え又 は2ないし6月平 均80時間超え の対象者に対 する面接指導未 実施等	100時間超え又 は2ないし6月平 均80時間超え の労働者を面接 指導等非対象	45時間超えか つ健康に配慮 が必要な者に対 する面接指導等 未実施	衛生委員会等 における調査審 議未実施	45時間以内へ の削減	80時間及び45 時間以内への 削減	面接指導等実 施に係る方法・ 体制の整備等
146 〔85.9%〕	0	3	14	0	23	56	89	6

労働時間適正把握基準に係る状況							
指導票交付の有無		指導票交付「有」の場合の指導事項					
有	無	①基準2(1)	(2)基準2(3)ア	③基準2(3)イ	④基準2(3)ウ	⑤基準2(5)	基準2(6)
		始業・終業時 刻の確認及 び記録	自己申告制 の説明	実態調査の 実施	阻害要因の 排除	管理者の責 務	労使協議組 織の活用
16 〔9.4%〕	154 〔90.6%〕	8	3	8	3	0	0

時間外・休日労働の時間数					
最も長い労働者					
1月当たり45時 間以下	1月当たり45時 間超え80時間 以下	1月当たり80時 間超え100時間 以下	1月当たり100 時間超え150時 間以下	1月当たり150 時間超え200時 間以下	1月当たり200 時間超え
23	57	32	54	1	0